

令和6年11月5日

有権者の皆様へ

芦屋市選挙管理委員会委員長 西田 俊一  
芦屋市選挙管理委員会事務局長 荒牧 信博

### 最高裁判所裁判官国民審査開票事務における不適正な処理について

#### 1. 概要

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙とともに行われた最高裁判所裁判官国民審査における開票作業の際、投票用紙分類機において、無効票及び読み取り不能票として一括して分類された票2,012票について、目視による点検作業を行わず、選挙管理委員会事務局専従職員が一括してすべて無効票と判断するという不適正な処理を行いました。当該無効票とした票を含め、開票結果は10月28日午前2時に確定しましたが、読み取り不能票の中には、目視による点検を行えば有効票と分類され得る票が存在した可能性が否定できません。

#### 2. 原因

選挙管理委員会事務局専従職員自身が最高裁判所裁判官国民審査の開票の具体的集計手順の理解が不十分であったこと、そのため集計手順に疑義があった場合に適正に判断できる体制が不十分であったこと、開票所内の集計作業の進捗状況が事務局内でも十分把握、共有できておらず、結果、そもそも本件が不適正な処理であるということを事務局関係者間で十分認識しないまま処理を進めたことが原因です。

#### 3. 経緯

無効票及び読み取り不能票として一括して分類機で分類された票2,012票を一括して無効票と処理しようとする事について、開票事務の総指揮に当たっていた事務局長も10月27日の開票日の開票所において認識しておりました。しかしながら、同時に、事務局長自身も当該票の具体的な点検手順を認識しておらず、本来どのように対応すべきかについて十分思慮することないままに適切な指示を行うことなく、そのまま無効票とする処理を進め、票を確定させてしまうこととなりました。開票日の翌日以降、本来どのように対応すべきかについて改めて検討しておりましたが、次の県知事選挙の準備

等も並行して行っていたこともありその検討にも時間を要する結果となり、最終的に不適正な処理であったという結論に至ったのが先週末となり、その時点で本件を公表する判断に至りました。

#### 4. 対応

本日、報道発表するとともに、ホームページへ本件内容について掲載します。

なお、開票の終わった投票用紙は開票結果確定後直ちに開票管理者及び開票立会人の下で梱包、封印の上、厳重に保管しており、争訟の審理に必要な場合及び警察又は検察当局から職権による要請があった場合以外は再開披できないため、投票の再点検を行うことは致しません。

なお、同時に行われた衆議院総選挙の小選挙区及び比例代表選挙については目視による点検作業を実施しており、このことについてはその作業を行った開票事務従事者にも確認しており、適正に処理を行っていることが確認できております。

#### 5. 対策

再発防止に向けての具体的な詳細は今後十分に検証を行った上検討を行ってまいります。基本的には、今後は事務局が事前に開票シュミレーションを行い、開票の具体的手順を十分理解すること、その上で、開票事務従事者へ事前に説明会を実施して開票の具体的手順の周知を図ります。また、開票所各係へ責任者を配置し、作業進捗状況について逐次、事務局長へ報告する体制を構築し、投票の点検の工程に漏れがないか確実にチェックを行うとともに、集計手順に疑義があればその都度、事務局長の指示を仰ぐよう徹底します。

#### 参考

##### ■開票結果及び過去の開票結果について

本市（芦屋市開票区）の開票結果は兵庫県選挙管理委員会へ報告し、さらに中央選挙管理委員会へ報告され、今回審査に付された裁判官についてはいずれも罷免されない旨11月1日付けで決定、告示されています。

（参考）最高裁判所裁判官国民審査における開票結果（芦屋市開票区）

	投票総数	有効投票数	無効投票数	無効投票率
今回	48,154	46,142	2,012	4.18%
令和3年10月31日	48,509	47,174	1,335	2.75%
平成29年10月22日	43,076	41,941	1,135	2.63%
平成26年12月14日	44,465	43,237	1,228	2.76%
今回（兵庫県全体）	2,400,167	2,340,600	59,567	2.48%

■当日の開票所内の体制について

開票管理者（選挙管理委員長）1名、開票立会人7名、選挙管理委員3名、事務局7名（併任職員3名含む）、開票事務従事者87名の体制でした。

■最高裁判所裁判官国民審査の投票方法と投票用紙分類機での分類について

最高裁判所裁判官国民審査の投票方法は、罷免したいと思う裁判官に×を記載し、罷免を可としない場合は何も記載しないこととされ、×以外の文字や記号などを記載したり、×の記載に加えて文字や記号などを記載した場合はすべて無効票となります。投票用紙分類機では、審査に付された裁判官ごとに、「×」が記載されているか「何も記載されていないか」を分類してその数の集計を行い、「×以外の文字（○など）が記載されたもの」と「文字が薄いなど何らかの原因により読み取りができなかったもの」は一括して分類される仕様となっています。

**【お問い合わせ先】**

芦屋市選挙管理委員会事務局  
担当：荒牧 電話：0797-38-2100